

愛媛県立高等学校空調設備の借入れ
及び保守管理等業務（ガス式）

仕様書

愛媛県

I 仕様書概要説明

1 調達背景及び目的

近年の災害級の猛暑に対応するため、県立高校の指定する教室に空調設備を整備し、生徒に快適な教育環境を提供する。

2 借入物品名及び数量

愛媛県立高等学校空調設備の借入れ 一式

1校51室について、ガス式で発注する。

※空調機器及び受電設備（以下「空調設備」という。）の設置工事（設置に必要な資材を含む。）並びに保守管理及び修繕を含む。

※既設設備の流用は可能だが、保守管理及び修繕の対象とする。

※数量及び対象校は、別紙1「空調設備設置校一覧」のとおり。

3 借入期間

空調設備は、令和9年3月31日までに設置を完了し、稼働可能な状態にすることとする。

借入期間は、空調設備を稼働可能な状態にした日の属する月の翌月から13年間（156箇月）とする。

なお、借入期間は、13年間経過後、空調設備に特に異常がない場合は、サービス利用料金等について協議した上で、延長できるものとする。

4 対象校及び対象教室

(1) 対象校 1校

(2) 対象教室 51室

5 技術的要件の概要

(1) 本件に係る要求要件は、II 借入物品等に備えるべき技術的要件に示すとおりである。

(2) 要求要件は、全て必須である。

(3) 要求要件は、本県が必要とする最低限の仕様を示しており、空調設備の性能等がこれを満たさないとの判定がなされた場合には不合格となり、入札に参加できない。

(4) 空調設備の性能等が要求要件を満たしているか否かの判定は、空調設備に係る仕様確認書その他の提出資料の内容を審査して行う。

6 その他

(1) 機器仕様書等に関する留意事項

ア 空調機器は、日本国内メーカーの機器を提供すること。

イ 機器の仕様については、使用時の消費電力が少ないこと、リサイクルが可能な設計となっていることなど、環境に配慮されたものであること。

ウ グリーン購入法（「国等による環境物品等の調達に関する法律」（平成12年5月31日法律第100号）（改正平成15年7月16日法律第119号）の適合品とすること。

エ 上記ア～ウの条件を満たしている場合は、教室によって異なるメーカーの空調機器を設置することができるものとする。

オ 現地調査及び設計については、事業者が実施するものとし、施工図を作成の上、発注者の承認を受けること。

カ 設置が完了した場合は、完成図面を作成の上、設置完了届を提出し、発注者の設置完了検査を受けること。

(2) 納入に関する留意事項

ア 納入スケジュールは、愛媛県担当者と協議すること。

イ 空調設備の設置は令和9年3月31日までに完了し、稼働可能な状態にすること。

(3) その他の留意事項

ア 搬入、据付け、調整に要する費用は、受注者の負担とする。また、更新に係る撤去費用を除き、設置工事に要する一切の費用は受注者が負担することとする。

イ 搬入及び据付けの際生じた廃棄物は、受注者が持ち帰り適正に処分すること。

ウ 入札にあたっては、事前に現地調査等を行い、本業務に要する一切の費用を適正に見積もるものとし、契約後の増額は原則認めない。

II 借入物品等に備えるべき技術的要件

借入物品等に備えるべき技術的要件は、別紙2「機器等仕様書」のとおりとする。
教室の室温を適温に保つことができるようにすること。

III 性能、機能以外の要件

1 維持管理及び保守点検支援体制等

空調設備に故障、不具合が発生した場合、現地で迅速な復旧を行うこと。

2 取扱説明書について

空調設備に関する取扱説明書を学校に提出するとともに、学校に対し、取扱に係る説明を行うこと。

空調設備設置校一覧

【設置校】

番号	学校名	所在地	設置 教室数	備考
1	今治西高等学校	今治市中日吉町3丁目5-47	51	更新39室、新設12室
計			51	

機器等仕様書

1 機器等について

機器名	仕様・性能
空調機器(エアコン)	国内メーカー製造機器とする。グリーン購入法(「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月31日法律第100号)(改正平成15年7月16日法律第119号))の適合品とする。 上記条件を満たしている場合は、教室によって異なるメーカーの空調機器を設置することができるものとする。
受電設備等	キュービクル式配電盤の設置が必要な場合は、高圧配電線路から受電し、公称電圧6.6kV、定格遮断電流12.5kA以下のものとし、JIS C 4620「キュービクル式高圧受電設備」による。

2 設計及び工事について

内容	仕様・性能
現地調査・設計	現地調査及び設計については、事業者が実施するものとし、施工図を作成の上、発注者の承認を受けること。
施工工事(工事監理含む)	空調機器及び受電設備(以下「空調設備」という。)の設置工事は、事業者が実施するものとする。 なお、設置工事にあたっては、学校が立地する地域(東予地域)の施工業者を可能な限り参画させることとする。 既存の空調設備に係る撤去費用は含まないものとする。
その他(工事完了報告)	設置が完了した場合は、完成図面を作成の上、設置完了届を提出し、発注者の設置完了検査を受けること。

3 維持管理について

	項目	仕様・性能
維持管理	保守点検	空調機器の保守点検を年1回以上実施する。(キュービクルの保安業務は含まない。)
	フィルター清掃	空調機器のフィルター清掃を年2回以上実施する。
	修繕・取替	故障、不具合が生じた場合は、事業者が迅速に対応し、早期に修繕又は取替を行う。
	デマンド制御	デマンド監視及び制御を行うものとする。